

報道機関各位

| 発信日 | 令和6年5月7日 | 担当者名 | 大坪 和太郎 |
|-----|-----------------|------|--------------|
| 担当課 | 市民協働課(消費生活センター) | 電話番号 | 0942-85-3800 |

5月は「消費者月間」!

「消費者月間」啓発キャンペーンを実施します

事業内容

消費者保護基本法(「消費者基本法」の前身)が昭和43年5月に制定されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされております。

「消費者月間」では、全国において、消費者団体、事業者団体、行政等が一体 となった消費者問題に関する事業が行われており、鳥栖市においても、下記のと おり「消費者月間」啓発キャンペーンを行いますのでお知らせいたします。

- ●日時 令和6年5月17日(金)11時00分~(50分程度)
- ●場所 フレスポ鳥栖 1階 施設出入口付近
- ●内容 市民(消費者)に対して、消費者トラブルへの注意喚起及び消費生活 センターの周知を行うために、啓発チラシ及びグッズを配布します。
- ●参加者 ・高橋 義希さん(鳥栖市特命応援団長) (鳥栖警察署 二セ電話詐欺撲滅広報大使)
 - · 鳥栖警察署生活安全課
 - ・鳥栖市消費生活メイト(市民ボランティア)
- その他 令和6年度「消費者月間」統一テーマ 「デジタル時代に求められる消費者力とは」

| 添付資料 | 「消費者月間」啓発キャンペーン用チラシ |
|------|---------------------|
|------|---------------------|

関連サイト

5月は「消費者月間」!~消費者トラブルのご相談は消費生活センターへ~(鳥栖市ホームページ)

https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/16687.html

消費生活センターにご相談ください

身近な消費者トラブル、あなたは大丈夫?



気づく

確認する

相談する



SNSで「簡単にもうかる」 っていうけど… 本当かな_あ..

> ココミをみたら定期購入で 解約の電話がつながらない と書かれている…

子どもにスマホを 貸していたら、 いつの間にか多額 の課金をしていた



一5月は「消費者月間」です!一

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを 考え、高める機会となるよう、令和6年度は「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一 テーマに掲げています。

お問い合わせ

鳥栖市消費生活センター

四 0942(85)3800

鳥栖市役所1階市民協働課内

受付時間

9:00~16:00 TFF!

相談対応日





月曜~金曜日(年末年始、祝日を除く)

消費者ホットライン&

(いやや!)

お近くの相談窓口につながります

消費生活相談窓口一覧(相談は無料です)

■消費者ホットライン **TEL: 188(いやや!)** お近くの相談窓口を案内します

■佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999 9時~17時(年末年始除く) FAX:0952(24)9567

※16時30分までにお電話ください

メール: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

佐賀市天神三丁目-2-11 (アバンセ3階)

出前講座「だまされんばい!悪質商法」

悪質商法の対処法など消費生活に関するテーマで 出前講座を実施しております。ぜひ、ご利用ください!

TEL:0942 (85) 3800

鳥栖市 市民協働課 消費生活センター



■市町消費生活相談窓□一覧 **※ 1**

令和6年4月1日現在

| ■巾町用賀生沽相談窓口一覧 ※1 | | | | | |
|------------------------------------------|--------------|---------|----------------------|--|--|
| 相談窓口 | 電話番号 | 相談日 | 相談時間 | | |
| 佐賀市消費生活センター | 0952(40)7087 | 月~金 | 9時~16時 | | |
| 唐津市消費生活センター | 0955(73)0999 | 月~金 | 8時30分~17時15分※2 | | |
| 鳥栖市消費生活センター | 0942(85)3800 | 月~金 | 9時~16時 | | |
| 多久市 商工観光課 | 0952(75)2117 | 月・水・木 | 10時~16時 | | |
| 伊万里市消費生活センター | 0955(23)2136 | 月~金 | 9時~12時、13時~16時 | | |
| 武雄市消費生活センター | 0954(23)9500 | 月~金 | 9時~12時、13時~16時30分 | | |
| 鹿島市 商工観光課 | 0954(63)3412 | 月・金 | 9時30分~12時、13時~16時 | | |
| 小城市消費生活センター | 0952(72)5667 | 月・火・水・金 | 9時30分~12時、13時~16時30分 | | |
| 嬉野市 観光商工課 (塩田庁舎) | 0954(42)3310 | 火 | 9時30分~12時、13時~16時 | | |
| (嬉野庁舎) | 0954(42)3310 | 木 | 9時30分~12時、13時~16時 | | |
| 神埼市 商工観光課 | 0952(37)0107 | 火・金 | 9時~12時、13時~15時 | | |
| 吉野ヶ里町 商工観光課 | 0952(37)0350 | 木 | 9時~12時、13時~15時 | | |
| 基山町 住民課 | 0942(85)8171 | 金 | 9時30分~12時、13時~15時30分 | | |
| 上峰町 総務課 | 0952(52)2181 | 第2・第4火 | 9時~12時、13時~15時 | | |
| みやき町 産業支援課 | 0942(96)5545 | 月・水 | 9時~12時、13時~15時 | | |
| 玄海町 住民課 | 0955(52)2157 | 金(月4回) | 10時~12時、13時~16時 | | |
| 有田町 住民環境課 | 0955(46)2114 | 火・木 | 9時30分~12時、13時~16時 | | |
| 大町町 企画政策課 | 0952(82)3112 | 水(月2回) | 10時~12時、13時~16時 | | |
| 江北町 地域振興課 | 0952(86)5615 | 火(月3回) | 10時~12時、13時~16時 | | |
| 白石町 商工観光課 | 0952(84)7123 | 木(月4回) | 10時~12時、13時~16時 | | |
| 太良町 企画商工課 | 0954(67)0312 | 水 | 9時30分~12時、13時~16時 | | |
| W.4. +mthaumoni/Lu.fr.+fr.b. 400+10.+c.+ | | | | | |